

奈良県と奈良大学との就職支援に関する覚書

奈良県（以下「甲」という。）と奈良大学（以下「乙」という。）は、令和8年7月21日に締結した奈良県と奈良大学との就職支援に関する協定書（以下「協定書」という。）第6条に定める連携協力細目について、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、協定書第2条に定める連携協力事項について、個別具体的な数値目標を設定することにより、甲と乙相互の連携状況及び内容について効果検証を実施し、実行力のある協定とすることを目的とする。

（定義）

第2条 協定書及び本覚書に定める「企業等」については、民間企業、各種法人、団体その他事業又は活動を行う組織をいい、地方公共団体、地方独立行政法人その他の公共的機関を含むものとする。

（連携協力細目と数値目標）

第3条 連携協力細目及び数値目標は次のとおりとする。

- ・乙の就職決定者に占める奈良県内の企業等への就職率 15%以上
- ・乙の学生に対する奈良県内の企業等説明会 年2回以上

2 甲と乙は、年に1回以上、前年度の実績及び支援内容について意見交換を行い、効果検証を行うとともに、必要に応じて数値目標その他の連携協力細目の見直しを実施するものとする。

（有効期間）

第4条 本覚書の有効期間は、本覚書の締結の日から起算して5年とする。

（その他）

第5条 本覚書に定めるもののほか、必要な事項は、甲と乙が別途協議して定めるものとする。

この覚書の証として本覚書を2通作成し、甲及び乙の双方が記名押印の上、各1通を保管する。

令和8年7月21日

甲 奈良県奈良市登大路30番地
奈良県

産業部長 川上 孝範



乙 奈良県奈良市山陵町1500
奈良大学

キャリアセンター長 足立 正明

